

第三十四回国 参議院 商工委員会 會議録 第三十六号

昭和三十五年七月十五日(金曜日)午後九時二十六分開会

委員の異動

六月二十一日委員小林英三君及び齋藤昇君辞任につき、その補欠として後藤義隆君及び最上英子君を議長において指名した。

七月九日委員最上英子君及び後藤義隆君辞任につき、その補欠として齋藤昇君及び小林英三君を議長において指名した。

本日委員上原正吉君及び小林英三君辞任につき、その補欠として近藤鶴代君及び佐藤芳男君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 山本 利寿君
理事 川上 為治君
古池 信三君

委員

赤間 文三君
井川 伊平君
上原 正吉君
岸田 幸雄君
近藤 鶴代君
齋藤 昇君
佐藤 芳男君
鈴木 万平君
高橋進太郎君
始関 伊平君
衆議院議員
國務大臣

通商産業大臣 池田 勇人君
政府委員 通商産業 内田 常雄君
政務次官 通商産業 原田 憲君
政務次官 通商産業 秋山 武夫君
通商産業省 軽工業局長 小田 橋貞壽君
事務局側 常任委員 小田 橋貞壽君
会専門員 益事業局長 大堀 弘君

説明員 通商産業省公 大堀 弘君
益事業局長

本日の會議に付した案件
○火薬類取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○電源開発促進法の一部を改正する法律案(衆議院提出)
○電気工事士法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(山本利寿君) これより商工委員会を開会いたします。
まず、火薬類取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑のある方は順次御発言を願います。
○川上為治君 火薬の爆発の問題につきましては、最近、数回にわたりました。この事故が、改めて、これに對してこの検討をいたし、また同時に御質問を申し上げ、また決議もいたして、おるような状況でございます。私から特別にこの際質問すべきような点もな

いのでありますが、この際、一、二この改正法律案につきまして質問をしておきたいと思ひます。

その第一点は、この法律案によりまして、第三者の災害、すなわち爆発工場の周辺におきます住民等に対する被害につきましては、その補償方法等につきましては取り上げていないのでございますが、その理由並びにこれらに對する対策につきましては、どういふふうにお考えでございますか。この点をまず御質問申し上げます。

○政府委員(秋山武夫君) 昨年来、たびたび災害を起しまして、第三者に甚大な被害を与えましたことは、私もいたしまして、その被害の救済措置につきましてはいろいろ検討いたしておるのであります。何分、実はこの法律自体は取り締まり法規でございます。そういう事後の被害の救済ということよりはむしろそういう事故を起させないといふことをもつばら規定した法律でございます。この法案の中にそういう救済関係のことまで入れるといふことは、実は法体系として非常に問題があるといふようなことで、今回の改正案にもその点法案としては入れてないのをごいいますが、実際問題といたしましてああいう状態を放置できませんので、目下業界を指導いたしまして、共同の負担によつてある種の基金のようなもの、あるいはこれに法人格を与えることもあろうかと考えておりますが、さような形で、まあ完全な補

償といふことはどういふ不可能でございますけれども、とにかくも業界として負担し得る範囲で被害者の損失を何とかでも補うといふようなことをするといふことで、ただいまその協議を進めさせているのでございます。いざいざ近くその成案を得る段階に至らうかと考えております。

○川上為治君 この問題につきまして、参議院の決算委員会におきましても、再三これに對する対策を質問をされておるようでございますが、ただいまの御答弁によりまして、いろいろ現在検討中であるといふふうな承りでしたが、これはこの法律案とは別途にすみやかに対策を一つ立てていただきたい、こういうことを特に要望しておきたいと思ひます。

その次に、最近住宅がどんどんできますといふと、結局火薬工場地帯がこれがか、そういう点につきまして、非常にこの短くなつた場合の措置につきまして、これは省令か何かで特別にその措置をとるといふようなふうな聞いておりますけれども、本法の改正にあたりまして、この問題につきまして、どういふようなふうにお考えになつておりますか、この点を一つお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(秋山武夫君) これまた実は過去のいろいろの実例を積み上げまして、これは日本のみならず、諸外国

に、機能的に一つのルールのようものができております。一般に使われておりますのはニューデルベルグといふものでございますが、実は現在まで使われておりましたすなわち現行法の規定は、これはすべて省令で保安距離は具体的には定めるのでございますけれども、諸外国に比べますと、いささか距離的に不十分の点があったといふことは認めざるを得ないと思ひます。

ただ過去には、最近起つておりますいろいろな例では、実は保安距離の問題もさることながら、その距離に比例して限定せられておらなければならなかつたはずの停滞量、すなわち火薬の工場なり火薬庫なりに存在を許される量というものが、実は法規の規定に違反しておつたという例が実はほとんど例でございますので、この面の取り締まり強化は、もちろん厳重にいたさなければならぬと思ひますが、同時に距離自体の規定も、今回改正に際しましてあわせて省令を改正いたします。

先進諸国の例等も十分参酌いたしました。先ず、万が一災害が起りましても、最小限度に被害をとも得るといふ程度まで延長しようといふことで、ただいま準備をいたしております。大体のところイギリスが非常に厳重でございますが、イギリスとアメリカの間、距離と量に多少変化はございますが、アメリカにやや近い程度まで強化をする。

現在の規定はそれにも及んでおらぬのでございますので、最小限度その程度は強化しなければならぬといふふう

に、機能的に一つのルールのようものができております。一般に使われておりますのはニューデルベルグといふものでございますが、実は現在まで使われておりましたすなわち現行法の規定は、これはすべて省令で保安距離は具体的には定めるのでございますけれども、諸外国に比べますと、いささか距離的に不十分の点があったといふことは認めざるを得ないと思ひます。ただ過去には、最近起つておりますいろいろな例では、実は保安距離の問題もさることながら、その距離に比例して限定せられておらなければならなかつたはずの停滞量、すなわち火薬の工場なり火薬庫なりに存在を許される量というものが、実は法規の規定に違反しておつたという例が実はほとんど例でございますので、この面の取り締まり強化は、もちろん厳重にいたさなければならぬと思ひますが、同時に距離自体の規定も、今回改正に際しましてあわせて省令を改正いたします。先進諸国の例等も十分参酌いたしました。先ず、万が一災害が起りましても、最小限度に被害をとも得るといふ程度まで延長しようといふことで、ただいま準備をいたしております。大体のところイギリスが非常に厳重でございますが、イギリスとアメリカの間、距離と量に多少変化はございますが、アメリカにやや近い程度まで強化をする。現在の規定はそれにも及んでおらぬのでございますので、最小限度その程度は強化しなければならぬといふふう

考えております。

○川上為治君 この点につきまして、いろいろ問題がありますので、今後対策を強化していただきたい、そういうふうな要望いたします。

それから第三の問題なんですが、これは花火工場、こういう中小企業が主としてやっておるような工場につきまして、しよっちゅう問題を起しておりました、この委員会におきまして、昨年の十二月でありましたか、特別な決議をいたしておるのであります、その後技術の向上なりあるいは設備の改善につきまして、どういふ積極的な対策を今日まで講じて参られましたか、その点につきましてお伺いしておきたいと思つておられます。

○政府委員(秋山武夫君) お説のように煙火関係はほとんど零細企業でございます。従業員を使つておる企業といふのはきわめてわずかなものでございませぬ。すなわち大工、左官といふふうなものに類するやうな若干の徒弟は使つておるといたしまして、いわゆる親分式のやり方でございます。従つて非常に危険度も高いわけでございます。前回の決議がありまして以後も、また実は埼玉県で煙火の工場が事故を起すといふやうなことでまことに申しわけないかと存じております。幸い本年度の予算にはある程度の予算、三千万円でございますが、国の負担分として三千万円、これを所管の管内の都道府県で同額、すなわち三千万円、さらに業者自身が全体の半額、すなわち六千万円、金額合わせますと一億二千万円でございますが、これだけの資金を投じまして、煙火工場のうちの特

に人家に近い、あるいは保安距離が若干不安だといふやうなところにパークードを工場のまわりに作らせるといふことで補助金を計上いたしました。これはすでに工事にほとんど全部着手をいたしておるやうな次第であります。御承知のように夏がシーズンでございますので、このシーズン中に事故を起さないやうにすることを、早い工場はすでに完成いたしました。現に工事が進行しておるものもたくさんございませぬ。そういうことで今後はかりに花火工場が事故を起しませんが、周辺に被害を及ぼすといふことは、従来よりは被害を減少させることができると思つておられます。実はただいま申し上げましたやうな煙火工場は中小企業者でございます。特に夏場を控えて非常に作業を急いでおるといふやうなことで、臨時工をふやすとか、不なれな者を使うといふやうなことで、いろいろの原因から事故を起しがちなものでございませぬ。ちよつとだいたいまやりの時期でございますので、あらかじめこの春各都道府県に厳重な通達をいたしまして、昨年と同様なことをいたしておきます。本年はさらに過去の例にかんがみて、厳重な監督をするやうにということ、臨検、その他の現場の検査を強化するといふやうな指導をいたしてあります。幸い本日までのところ煙火工場の事故は埼玉県以後起つておりません。

○川上為治君 こういう工場に対して、この設備改善については特別な助成金を出すといふやうなことになるおるやうでございますけれども、しかしそれ以外に、たとえば金融面について中小企業金融公庫とか、あるいは商工中金、こうした方面から特別なワクを設けて優先的にこうした工場に対する金融措置をとるといふやうなこともやっておるのであります。さうかどうですか。その点も一つ伺つておきたいと思つておられます。

○政府委員(秋山武夫君) 確かに補助金だけではなかなか実行できませんので、そういう具体的な場合、ことに、県を中心としたしまして、実情に応じて指導あるいは援助ということに努めておるのでございまして、ただ、実は、煙火業者は、何と申しますか、職人はだでございまして、なかなか組合組織といふやうなことに親しんでおらないといふやうな問題がございませぬ。やや目立つところでは、中小企業金融公庫あたりから若干融資をさせている例もございませぬが、私どもは、できればこれを協同組合組織に固めまして、商工中金等から一括した共同融資を受けるといふやうな、これは必ずしも設備資金のみでなしに、運転資金等についてもそういう指導をいたしたいと考えているのであります。実は、協同組合の組織という点では、必ずしもまだ満足すべきやうな結果を得ていない状態でございます。

○川上為治君 私は、そうした点につきまして、通産省におきましては、今後積極的に一つ御指導のほどをお願いしたいと思つておられます。最後に申し上げておきたいのですが、今度通産省に新設いたしました火薬類の取締官といふのができておるのですが、この職能について、どういふやうな仕事をされるのですか、これを具体的に一つ説明をしていただきたいと思つておられます。

と思つておられます。○政府委員(秋山武夫君) 従来はやり方から申しますと、私どもの通産省の軽工業局にもちろん監督官はございしたのですが、これは県の係官を指導するといふやうな形で、すなわち通産省としては本省だけに監督官的なものがあるのですが、これではなかなか、ことに遠くの府県等では目が行き届きかねるといふことでございませぬ。本年度の予算及び定員法の改正におきまして、またこの法案の附則にも通産省設置法の改正を含んでおられますので、ございませぬが、通産省にそれぞれ人員を配置するといふやり方をすることに改めさせていただきます。すなわち、従来は、都道府県は一々東京の通産省、本省まで連絡をとつておられたのでございませぬが、今後はそれぞれブロックごとに通産省が本省にかつて府県との連絡指導といふやうなことをやり、またいわゆる直轄工場につきましても、通産省の職員が、すなわち手近なところから、できるだけ回数をおこなうかと思つておられます。人員的にはさう大きくふえるわけではございませぬが、予算面を通じておきます定員は五名、全局を通じて五名でございますが、そのほかに事実上他の業務から転換をさせる者、あるいは業務を一時兼務させる者といふやうなことで、実働人員としては十四、五名まで各通産省に配置するといふ予定にいたしております。

○川上為治君 私は、この法律案を改正して火薬類の取締りを強化するといふことはまことにけっこうなことだと考えておられますが、どうも予算方面を

見ましても、まだまだ十分ではないと思つておられます。これからさらに予算も、もっとふやして、そしてほんとうに取締りが十分できるように、また特に、中小企業関係の工場につきまして、設備の改善なり、あるいは技術の向上に對しまして、極力一つ、努力を通産省においては、していただきたいといふことをお願いいたしまして、私の質問を終りたいと思つておられます。

○委員長(山本利壽君) この際、委員の異動について御報告いたします。本日、委員上原正吉君が辞任され、その補欠として近藤鶴代君が委員に選任されました。

○委員長(山本利壽君) 他に御質疑はございませぬか。

○委員長(山本利壽君) 他に御発言がなければ、質疑は終局したものと認め、これより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御発言もなければ、討論は終局したものと認め、これより採決に入ります。本案を可決することに賛成の方は、挙手を願います。

○委員長(山本利壽君) 全会一致と認めます。よつて本案は、全会一致をもって、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、議長に提出する報告書の作成等につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと存じます。が、御異議ございませぬか。【異議なしと叫ぶ者あり】

○委員長(山本利寿君) 御異議ないと思えます。よってさように決定いたしました。

○委員長(山本利寿君) 次に、電源開発促進法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、提出者より提案理由の説明を聴取いたします。衆議院議員始関伊平君。

○衆議院議員(始関伊平君) たいだいま議題となりました電源開発促進法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして、御説明いたします。

御承知のように電源開発株式会社は、電源開発促進法に基づいて設立されて以来、もっぱら国内の大規模、開発困難な地点の電源開発を行ない、佐久間、田子倉、奥只見、御母衣等史上に残る大規模地点の開発に大きな業績を著々上げて参つたのでありますが、この間における同社の技術水準は海外諸国のきわめて高く評価するところとなり、最近、東南アジア、南米等開発途上にある諸国から同社に対しまして、技術援助を要請する傾向が次第に高まっております。

これに對しまして、電源開発株式会社といたしましては、国内の電源開発をもっぱら行なうという同社の法的性格から、これまで直接海外の技術援助を行なうことはできなかつたのであります。申すまでもなく、これら開発途上にある諸国に対する経済、技術上の国際協力は、世界的にも今後ますます盛んになる傾向にあります。このよ

うな海外経済提携、技術協力は、わが国としても重要国策の一つとなつてい

るのでありますから、この際、電源開

発株式会社も海外から特に要請があつた場合には、これに應じ得る体制を整えておくことが必要になつたと存する次第であります。

このような最近の情勢にかんがみまして、現行法に所要の改正を加え、電源開発株式会社に海外経済協力の一翼をになわせようというのが、今回この法律案を提出いたしました主目的でございます。

次に、改正法案の骨子を御説明いたしますと、電源開発株式会社は、国内の電源開発その他の事業の円滑な遂行に支障のない限り、委託を受けて、外国における電源開発等及びこれに関連する大規模土木工事に関する調査、設計及び工事監督その他の技術援助に関する事業を行なうことができることといたしております。

これによりまして、同社は、今後海外から要請がありました場合には、政府の認可を受けて電源開発等についての技術援助を行ない得ることとなります。電源開発株式会社が九電力会社の補完的役割をになつて、国内の大規模、困難な地点等についての開発に従事するという会社設立の本来の趣旨は、従来と何ら異なるのであります。その点を申し上げておく次第であります。

なお、これに加えまして、これまで電源開発促進法にいう「電源開発」の定義におきましては、原子力による発電も、「火力」に含まれると解釈されておりましたが、さきの国会におきましても、機会を見て明確に規定することが望ましいとの御意見でございしたので、この際、あわせて火力と原子力を併記することにより、これを

明確化することとしております。以上が、電源開発促進法の一部を改正する法律案の概要でございますが、今後、ますます重要性を加えてゆくであろう海外経済協力の、将来電源開発株式会社が果たします役割は、少なからざるものがあると信じますので、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを切にお願い申し上げます。

○委員長(山本利寿君) 御質疑のある方は、順次御発言を願います。

○古池信三君 この際、若干の質問をいたしたいと思つておりますが、まず第一に、電源開発株式会社は設立以来、電源開発促進法の趣旨に従ひまして、着々内地各方面における開発を進められ、相当な成績を上げておられるように聞いておるのであります。まことにけつこうなことで存じますが、しかし、今なお考えてみますと、わが国内における未開発水力地点というものは相当残されておる。さらに、今後技術の発達するに従つて、未開発地点というものは相当に増加するものと見なければならぬと思つておられます。そこで今回、このような改正によつて、海外の技術援助というを行なうということになりまして、現在電源開発会社が行なつておる、いわゆる継続中の工事の遂行、あるいは将来における未開発水力地点の開発というよう

なことに、今回の改正のために、支障を来たすようなことがないかどうか、こういう点について一つ、御説明を願いたいと思つております。

○衆議院議員(始関伊平君) たいだいまの御質問でございますが、今回、電源開発株式会社が海外に技術援助という形が出ていこうというのは、国内にお

ける電源開発で、この会社の担当すべきものがだんだん減つて参つたというよ

うな考え方では、実はないのでございまして、今後におきましても、大きな容量の新鋭の火力発電所と並びまして、調整機能を持った大きな水力発電所の建設が重要であります。またそういう資源的な余地も、きわめて多いということは申し上げるまでもないのでござい

ます。ただいまの御質問は、海外に出ていくことによりまして、国内のそういったような開発に支障を来たすおそれがないか、こういうことでござい

ます。御承知のように、電発におきましては、当初、鴨緑江水力電気開発株式会社が引継ぎました相当優秀なスタッフがおります。まことに、その後、だんだん新しい技術者を養成して参りまして、ただいま土木、電気両方面にわたりました。それぞれ七、八百名くらいずつの優秀な技術者を擁しておりますので、海外に一カ所や二カ所のコンサルタント団を派遣いたしました。本来の業務の遂行には何ら支障がない。一つのコンサルタント団が、大

体、土木と電気合わせまして四、五十人くらい要るだろうというふう

に考えておりますが、二つくらい参りまして、本来の業務の遂行には何ら支障がない。このように考えておりますので、そのように御承知を願いたいと思つて

おります。

○古池信三君 次に、お尋ねいたしましたことは、電源開発促進法の第二条におきましては、電源開発の定義として、「水力又は火力による発電のため必要な」工

作物を設置し、あるいは改良する、こういうことが目的であるわけ

でございます。今回の改正によつて、これにさらに原子力発電を追加しようという趣旨であると考えますが、これは昭和二十七年に電源開発促進法が立法された当時においては、原子力発電というものは、今日のごとく具体的に実施の段階になつたわけであり

ますから、当時として、原子力発電というものを、ことさら取り上げて規定しなかつたという意味は十分に理解できるわけであり

ますが、さて、今回、この原子力発電を促進法の中に加えることになりました場合に、現実の問題としては、どうなるか。これは申すまでもなく、先般、日本原子力発電株式会社が設立されまして、もっぱら原子力発電を行なうという趣旨のもとに、この会社が着々実行に踏み入つておる。九つの電力株式会社におきま

した、また、九つの電力株式会社におきましても、それぞれ原子力発電の研究を相当な程度にまで進めておられるようにも承知しておるのであります。こういうような場合に、日本原子力発電株式

会社なり、あるいは九電力株式会社なりの原子力発電の実行と、そうして、今回この電源開発株式会社において原子力発電を行なうということとの間に、無

用の競合を来たすようなおそれがないか。これは、将来、原子力発電というものが、急速なる進歩発展を遂げるであろうという

ねをいたしたいと思ひます。

○衆議院議員(始岡伊平君) 簡単に回答を申し上げますが、これは、ただいまのお話の、日本原子力発電株式会社に対して、いわゆる電費が出資をいたしておるのでありますが、その際に、一体、電費というのは原子力発電に関する事業を行ない得るかということが問題になりました。その当時、火力の中に原子力を含んでおる、こういうことであつたのでございますが、原子力の重要性にかんがみ、また事柄がはつきりするという意味で、当時から、そういうお話もございましたので、この機会に、火力と原子力とあわせて法律に規定いたしました。疑義をなくする、こういう趣旨でございます。実は、特別に法律の内容を変更したと、こういうつもりではございません。

九電力なり原子力発電なりとの事業の調整の問題は、これは役所の監督なり、あるいは総理府の電源開発調整審議会における調整であり、政府の監督によりまして、適当に調整できると、このように考へておる次第でございます。

○委員長(山本利寿君) 他に御質疑はございませんか。

○岸田幸雄君 私も、この法案の改正につきましても、根本精神において、日本の技術が海外に進出することと思ひますし、また内外の技術提携において、きわめて有意義と考へますので、本案に賛成でございますが、二、三この改正法案中で、提案者にお伺ひしたいのでございます。

それは、この改正法案によりまして「会社は、前条第一項の事業の円滑な遂行に支障のない限り、委託を受け

て、」とあります。この委託者は、外国の政府に限るのであるか、あるいは外国の民間事業者も含んでおるのであるか、その点、どういふふうにお考へになっておられますか、ちよつとお尋ねいたします。

○委員長(山本利寿君) お答えを申し上げます。

委託がございました場合にやるわけでございますが、委託の相手方は、民間でもどちらでも差しつかえない、このように考へております。

○岸田幸雄君 その場合に、いずれにいたしても、相当大きな事業でありますから、もちろん政府の監督もございまして、希望してございまして、委託者の資力、あるいは委託国の政府の政治状態の安定、また、今後のその国の発展状況等についても、十分の調査が行なわれることは必要だと思ひますので、その点を特に希望してございまして、

○委員長(山本利寿君) お説の通りでございます。出て参りましたために、何らかの外交上の不利な点等があつては困るわけでございますので、それらの点につきましても、主務大臣が認可をするという形におきまして、十分な注意を加えて参りたい、このように考へておる次第でございます。

○委員長(山本利寿君) 他に、御発言はございませんか。——御発言がなければ、質疑は終局したものと認め、これより討論に入ります。

御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。——別に、御発言もなければ、討論は終局したものと認め、これより採決に入ります。本案を可決することに賛成の方は、挙手を願ひます。

【賛成者挙手】

○委員長(山本利寿君) 全会一致と認めます。よつて、本案、全会一致をもって、可決すべきものと決定いたしました。

なお、議長に提出する報告書の作成等につきましても、慣例により、これを委員長に御一任願ひたいと存じます。御異議ございませんか。

○委員長(山本利寿君) 御異議ないものと認めます。よつて、さように決定いたしました。

○委員長(山本利寿君) 次に、電気工事士法案を議題といたします。まず政府より、提案理由の説明を聴取いたします。

○國務大臣(池田勇人君) 電気工事士法案について、その提案理由を御説明申し上げます。

最近における家庭電化の普及は著しいものがございますが、これに伴ひまして電気による火災等の災害の発生も漸増の傾向を示しております。その原因につきましても、電気工事の欠陥、使用者の取り扱い不注意等いろいろのものが考へられますが、なかんずく電気工事の欠陥に起因すると考へられるものが相当数見受けられる実情でございます。

明いたします。

まず第一に、この法案は、他の法令で電気保安に関して特別の規制のない一般家庭、商店等に設置する電気施設に関する電気工事を主として対象とするものであります。

第二に、この法案の対象となります電気工事につきましては、電気工事士免状の交付を受けている者でなければ、その工事の作業に従事してはならないことといたしますとともに、電気工事士に對しましては、一定の義務を課しまして、いやくも不良電気工事による災害の発生することのないよう措置いたしました。

第三に、電気工事士免状は、電気工事士試験の合格者、特定の養成施設の修了者及びこれと同等以上の資格があると認定された者に対して交付することといたしました。

最後に、以上のほか、電気工事士の監督上必要な諸規定を設けますとともに、本法の施行に伴う過度的な影響を考慮いたしまして、とりあえず資格付与に関する規定のみを施行し、義務に關する規定につきましては、体制の整備状況を勘案いたしまして、別途施行することといたしました。

以上、本法案提案理由の概略を申し述べましたが、何とぞ慎重御審議の上、御賛同あらんことを願ひいたします。

○委員長(山本利寿君) これより質疑を行なひます。御質疑のある方は、順次御発言を願ひます。

この法案を、どうして今、会期末でございませうが、事務的にみまして、公益事業局長にお伺ひいたしたいのであります。どうして、この法案を急いで成立させなければならぬという、この緊急性につきましてもお伺ひいたしたいと思ひます。

○説明員(大塚弘君) ただいま、大臣から御説明いたしましたように、最近の火災の、災害の原因につきまして、電気工事の欠陥によりまして、特にその関係の御要望がございまして、電気工事に関する工事人の資格を限定いたしました。この面からの欠陥を防止することが特に緊要になつたわけでございます。

その点で、本法案の立案を急いだわけでございます。

○高橋進太郎君 その次に、実は参議院の民主社会党の向井君などが非常に心配しておるのですが、この法案が突如施行されると、従来こうした工事に従事しておつたところの技能者が、それによつて、その職が失われ、生活上非常に影響があると、こういうふうなことを大へん心配しておるのですが、そういう技能者に対して、この法案が非常な、そういう生活上、あるいはそういったような面について、影響を与えらるるといふことは非常にとお考へるのですが、この点についての取り扱ひ、あるいは救済方法、そういうものについて、事務当局の御説明を願ひます。

○説明員(大塚弘君) ただいまのお尋ねの点につきましては、第四条二項の三号に特に、試験に合格した者と同等以上の知識技能を有していると認定された者につきましては、その資格を与

えたいと思ひます。

えることにいたしておりました。現在
工事をやっております。現にやってお
る方につきましては、取り扱い上の
認定によりまして、御心配のないよ
うにやっております。かように考
えております。

○高橋進太郎君 それでは、最後にお
伺いたしますが、そうしますと、こ
の法案は、消防その他そうした関係
の方から、非常に強い要望があつて、一
日も早くこれを成立しなければ、そ
ういう面について非常に影響がある、こ
ういうので、この法案の成立を急が
れておるとのこと、それからさうい
う関係の技能者の救済については、政令
その他において、さういふ認定基準
の際に、十分御考慮を願う、さうい
ふに了解してよろしいわけございま
すか。

○説明員(大堀弘君) 今、御指摘の通
りでございます。

○委員長(山本利寿君) この際、委員
の異動について報告いたします。

本日、委員小林英三君が辞任され、
その補欠として、佐藤芳男君が委員に
選任されました。

○委員長(山本利寿君) 他に、御質疑
はございませんか。——他に御発言も
なければ、質疑は終局したものと認
め、これより討論に入ります。

御意見のある方は、賛否を明らかに
してお述べを願います。——別に御発
言もなければ、討論は終局したものと
認め、これより採決に入ります。

本案を可決することに、賛成の方
は、挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(山本利寿君) 全会一致と認
めます。よつて本案は、全会一致を
もつて、可決すべきものと決定いた
しました。

なお、議長に提出する報告書の作成
等につきましては、慣例により、これ
を委員長に御一任願いたいと存じま
す。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山本利寿君) 御異議ないと
認めます。

本日は、これにて散会いたします。
午後十時五分散会

六月二十三日予備審査のため、本委員
会に左の案件を付託された。

一、自転車競技法の一部を改正する
法律の一部を改正する法律案

一、小型自動車競走法の一部を改正
する法律案

自転車競技法の一部を改正する
法律の一部を改正する法律案

自転車競技法の一部を改正する法律
案(昭和三十一年法律第六十八号)

の一部を次のように改正する。
附則第十七条中「三年」を「四年」
に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行す
る。

小型自動車競走法の一部を改正
する法律の一部を改正する法律
案

小型自動車競走法の一部を改
正する法律の一部を改正する

法律
小型自動車競走法の一部を改正す
る法律(昭和三十一年法律第六十
九号)の一部を次のように改正する。
附則第六項中「三年」を「四年」に改
める。

附則
この法律は、公布の日から施行す
る。

六月二十四日本委員会に左の案件を付
託された。

一、工業技術院資源技術試験所移転
促進に関する請願(第三六九三号)

第三六九三号 昭和三十一年六月
十四日受理

工業技術院資源技術試験所移転促進に
関する請願

請願者 埼玉県川口市長 大野
元美外二名

紹介議員 小林 英三君
通商産業省所管にかかる埼玉県川口市
寿町百八十八番地所在の工業技術院資
源技術試験所の市街地内の存在は、住
民の福祉と産業経済の伸展ならびに近
代的都市の発展を阻害することが、は
なはだしいから、すみやかに同試験所
の移転を実現せられたいとの請願。

七月十五日本委員会に左の案件を付託
された。

一、火薬類取締法の一部を改正する
法律案(予備審査のための付託は
三月二十八日)

一、電気工事士法案(予備審査のた
めの付託は五月二十六日)

一、電源開発促進法の一部を改正す
る法律案(衆)(予備審査のための

付託は六月三日)

昭和三十五年七月十九日印刷

昭和三十五年七月二十日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局